

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）策定について

1. 最近の軽井沢町における地球温暖化対策への取り組み

- 令和2年3月 軽井沢町「CO₂排出実質ゼロ」宣言を表明
- 令和3年3月 「軽井沢町ゼロカーボンシティ実現へ向けて」
ロードマップ発表
- 令和4年8月 地域再生可能エネルギーポテンシャル調査
(業務委託)
- ※調査に合わせてロードマップの更新、具体的なビジョンを記載
- ※環境省補助金を活用
- 令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金
[地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画
づくり支援事業]
- 令和5年8月 軽井沢町再エネポテンシャル調査結果報告書 公表

2. 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）について

- 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく、地方公共団体が実施する地球温暖化対策の総合的な計画
- 地方公共団体の区域内の排出 = 住民・事業者も含む
温室効果ガス排出削減計画
- 市町村の策定は努力義務
※次ページ 【参考】 参照

【参考】

地球温暖化対策の推進に関する法律（抜粋）

（地方公共団体の責務）

第4条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

- 2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（国及び地方公共団体の施策）

第19条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

- 2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。
- 3 国は、都道府県及び市町村が前項に規定する施策を策定し、及び実施するための費用について、必要な財政上の措置その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体実行計画等）

第21条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

- 2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 地方公共団体実行計画の目標
 - 三 実施しようとする措置の内容
 - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項

3. なぜ、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が必要なのか

- 令和4年度に行った「地域再生可能エネルギーポテンシャル調査業務委託」は、環境省補助金を活用して実施。
- 補助金条件として、令和6年度末までに『地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』を策定することが条件

令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金

（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業） 公募要領 （抜粋）

II. 補助対象となる事業

1-1. 2050年までの脱炭素社会を見据えて再生可能エネルギーの導入目標を策定する事業（第1号事業の1）

（1）対象事業の要件

ア 2050年までの脱炭素社会を見据えて再エネ導入再エネ導入目標を策定する事業であること

イ アの目標は、策定後に地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく地方公共団体実行計画（区域施策編）（以下、「地方公共団体実行計画（区域施策編）」という。）に適切に反映されることが前提であること※1

~~~~~中略~~~~~

※1 補助事業の完了日が属する年度の終了後、2年を経過しても再エネ導入目標を適切に反映した地方公共団体実行計画（区域施策編）が策定されない場合、環境省から改善のための指導を行うとともに、合理的な理由がないにもかかわらず指導に従わずに地方公共団体実行計画（区域施策編）を策定しない場合については補助金を返還させることがある。

## 4. なぜ、環境基本計画として策定するのか ー ①

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の内容は、環境基本計画と共通する部分があるので、例えば環境基本計画の改定が間近に迫っている場合に、環境基本計画の取組の柱として地球温暖化対策を位置付けて、その施策を展開する中で、区域施策編で記載すべき内容を盛り込み、一つの計画にすることは可能か。進捗管理についても環境基本計画と一緒に実施していくことはできますか。

- ➡区域施策編の実効性・効果を強化していくためには、環境基本計画等の他の計画と一体的に区域施策編を策定することが望まれます。そのため、区域施策編の内容が、環境基本計画と共通する場合に、それぞれの事情に応じて、計画を統合することは可能です。

また、進捗管理についても効率かつ効果的な運用を図ってください。

（環境省 よくある質問（区域施策編）より）

## 4. なぜ、環境基本計画として策定するのか ー ②

- 地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、「再エネ・省エネ・低炭素まちづくり（交通やゴミなど）」の3本柱で構成されることが多い。
- 「再エネ」は、地域再生可能ポテンシャル調査の資料・データを活用できる。
- 「省エネ・低炭素まちづくり」は、環境基本計画の資料・データを活用できる。

- ➡軽井沢町環境基本計画は、計画期間を2024年から2033年として始まったばかりである。
- ➡類似した計画がいくつも策定されることで、住民や事業者も困惑する。

⇒軽井沢町も『軽井沢町環境基本計画』に、軽井沢町の「地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を包含する形で策定とする。